第67期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年3月29日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

開催場所

東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社 本社 2階会議室

議案

第1号議案　株式併合の件
第2号議案　取締役7名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び
退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び
監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
第5号議案　役員賞与の支給の件
第6号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件
第7号議案　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の
額及び内容決定の件

目次

第67期定時株主総会招集ご通知 …… 1
(添付書類)
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 15
計算書類 …… 18
監査報告書 …… 22
株主総会参考書類 …… 25

カンロ株式会社

証券コード 2216

(証券コード2216)
平成29年３月９日

株　主　各　位

東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社
代表取締役社長　　三　須　和　泰

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年３月28日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　平成29年３月29日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　　東京都中野区新井二丁目10番11号
カンロ株式会社　本社　２階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項
（1）第67期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
（2）第67期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　株式併合の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件
第５号議案　役員賞与の支給の件
第６号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件
第７号議案　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanro.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kanro.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

1．当社グループの現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続く中、景気は緩やかな回復傾向で推移しましたが、依然として国内の消費マインドは底堅く、加えて為替相場や株式市場の変動など景気の先行きは不透明感が続く状況となりました。

一方、キャンディ市場におきましては、消費の多様化が進む中、グミ市場は堅調に推移しましたが、飴市場は夏場以降の天候不順などの影響もあり、市場全体としては引続き厳しい状況となりました。

このような経営環境の下、当社グループでは、成長戦略をより確実なものとするため、中期経営計画を見直し、2016年８月９日に新中期経営計画「NewＫＡＮＲＯ ２０２１」を公表いたしました。「NewＫＡＮＲＯ ２０２１」では、キャンディNo.１企業を目指す姿とし、「売上拡大戦略」と「経営基盤の強化」の両輪の施策を推進し、さらなる成長に向けた施策を着実に実施することとしております。

当期の売上高につきましては、飴は主力ブランド商品である「金のミルクキャンディ」シリーズの売上は伸長したものの、新製品の売上が減少したことなどにより、前期比2.2％の減少となりました。また、グミの売上につきましては、センターにジュレの入った「ジュレピュレ」や「カンデミーナグミ」などの売上増加により、前期比10.6％の増加となりました。素材菓子は前期比8.2％の減少となりました。その結果、売上高は前期比33百万円(0.2％)増収の197億16百万円となりました。

利益面につきましては、売上総利益は、主力ブランド商品の売上が増加したことによる製造ラインの安定稼働と工場における改善活動、及び廃棄損の削減など売上原価の低減を図った結果、前期比１億15百万円(1.3％)増益の87億50百万円となりました。営業利益は、ケースサイズの縮小や配送業者の見直しによる物流コストの削減に加え、効果的な販売促進活動により販売コストの削減が図れた結果、前期比２億58百万円(77.4％)増益の５億91百万円となりました。経常利益は、前期の退職給付費用31百万円など営業外費用の反動減により前期比３億12百万円(104.2％)増益の６億12百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に発生した自主回収に伴う製品回収関連費用99百万円の反動減及び製品回収関連費用の一部につき受取保険金１億円を特別利益に計上したこと、従業員向け社宅・寮の売却処分決定による減損損失２億10百万円を特別損失に計上したこと、繰延税金資産の計上による法人税等調整額３億60百万円を計上したことにより、前期比４億13百万円(476.0％)増益の５億円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資総額は３億36百万円であります。

主なものは、キャンディ製造設備の支払（ひかり工場１億16百万円、松本工場73百万円、朝日工場73百万円）であります。

また、当期において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当期において、従業員向け社宅・寮の売却処分決定による減損損失２億10百万円を計上しております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当期（平成28年12月期）の経営成績は増収増益となりました。次期（平成29年12月期）業績見通しも増収増益としておりますが、利益水準は未だ充分と言えない状況です。当社グループといたしましては、さらなる成長戦略が必要であることから2017年より中期経営計画「NewＫＡＮＲＯ ２０２１」をスタートいたしました。「NewＫＡＮＲＯ ２０２１」では、キャンディNo.１企業を当社グループの目指す姿とし、「売上拡大戦略」と「経営基盤の強化」の両輪の施策を推し進め、2021年には売上高260億円、経常利益26億円を目指します。

「売上拡大戦略」としては近年市場が拡大しているグミの大幅な売上拡大を狙います。食感、美味しさ、パッケージ形態など、様々な角度で開発を推し進め、新規性の高いグミ商品の開発を目指します。また生産量を増加させるための設備投資も検討してまいります。一方、飴に関しては主力品育成と高付加価値の機能性商品や新しい美味しさの商品を開発し、現有設備の生産効率を高めることで売上を増加させてまいります。

また、これらのグミや飴の売上を効果的に拡大するため、営業部門における販売活動や組織体制などを見直し営業力の強化を図ってまいります。

「経営基盤の強化」としては、経営企画本部の新設、原価低減担当役員の設置に加え、経営判断の迅速化を狙い本部長制を強化するなどの経営体制の見直しに着手しました。今後はこの経営体制の下「ムダの排除」「売上原価低減」を徹底的に推し進め、収益力を一層高めてまいります。また、安全・安心な商品を提供するための品質保証体制のさらなる充実、人材育成を強化する人事制度への移行、情報システム環境の整備、ＣＳＲ活動の推進などの諸施策を実施し経営基盤の強化を図ってまいります。

以上の「売上拡大戦略」「経営基盤の強化」の両輪の施策を着実に推し進め、継続的な成長を図り、キャンディNo.１企業を目指します。

株主各位におかれましても、さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高	18,310,018千円	18,805,330千円	19,683,098千円	19,716,781千円
経常利益又は経常損失	239,848千円	△80,201千円	299,722千円	612,109千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	46,081千円	△495,570千円	86,900千円	500,590千円
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失	2円54銭	△27円34銭	4円79銭	27円62銭
純資産額	10,512,919千円	9,705,602千円	9,416,802千円	9,736,613千円
総資産額	16,654,051千円	18,035,645千円	17,344,740千円	17,947,411千円

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　称	出資比率	主要な事業内容
ひかり製菓株式会社	100%	菓子食品の製造販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

菓子メーカーとして、主に下記商品を販売しております。

飴　　類：カンロ飴、健康のど飴、健康梅のど飴、金のミルクキャンディ、金のミルクキャンディ抹茶、ノンシュガー果実のど飴、ノンシュガースーパーメントールのど飴、はちみつレモンCのど飴、ボイスケアのど飴、ノンシュガー珈琲茶館、もりもり山のくだもの飴、キャラメルサレ 等

グ　ミ　類：ピュレグミ、カンデミーナグミ　等

そ　の　他：まるごとおいしい干し梅、海苔と紀州梅のはさみ焼き、茎わかめ梅味 等

(8) 主要な営業所及び工場

① 当　社

本　　社：東京都
ひかり工場：山口県
松本工場：長野県
朝日工場：長野県
豊洲研究所：東京都
広域販売部：東京都
札幌支店：北海道
仙台支店：宮城県
首都圏東支店：東京都
首都圏西支店：東京都
名古屋支店：愛知県
大阪支店：大阪府
広島支店：広島県
福岡支店：福岡県

② 重要な子会社

ひかり製菓株式会社：山口県

(9) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
515人	+16人	39.2歳	15.2年

(注)　使用人数には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
	千円
株式会社三井住友銀行	468,750
三井住友信託銀行株式会社	328,125
株式会社山口銀行	281,250

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　50,000,000株

(2) 発行済株式の総数　18,119,439株
（自己株式数1,025,066株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数　2,869名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	5,317	29.34
カンロ共栄会	1,140	6.29
株式会社榎本武平商店	1,127	6.21
株式会社三井住友銀行	865	4.77
株式会社みずほ銀行	860	4.74
三井住友信託銀行株式会社	808	4.45
東京海上日動火災保険株式会社	605	3.33
MSIP CLIENT SECURITIES	560	3.09
株式会社山口銀行	400	2.20
宮本眞也	220	1.21

（注） 持株比率は、自己株式（1,025千株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三須和泰	
取締役専務執行役員	西村一之	研究・開発・営業担当
取締役専務執行役員	黒田幸徳	生産担当 ひかり製菓株式会社取締役
取締役常務執行役員	森本憲治	管理担当兼管理本部長 ひかり製菓株式会社取締役
取締役	古本結子	三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー兼生活産業グループCEOオフィスコンプライアンスユニットマネージャー
取締役	光田博充	光田技術士事務所
取締役	吉田孝信	吉田C&M株式会社代表取締役
常勤監査役	菱田州男	ひかり製菓株式会社監査役
監査役	西村光治	弁護士
監査役	熊野滋	三菱商事株式会社生活産業グループ管理部生活消費財チームリーダー

(注) 1 取締役のうち古本結子、光田博充、吉田孝信の3氏は、社外取締役であります。
2 監査役菱田州男、西村光治、熊野滋の3氏は、社外監査役であります。
3 光田博充、吉田孝信、西村光治の3氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4 取締役のうち三須和泰、光田博充、吉田孝信の3氏は、平成28年3月29日開催の第66期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
5 監査役のうち熊野滋氏は、平成28年3月29日開催の第66期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
6 平成28年3月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって戸名厚氏は取締役を任期満了により退任し、林広二郎氏は監査役を辞任により退任いたしました。
7 三菱商事株式会社は当社の主要株主であり、当社の販売総代理店であります。
8 光田技術士事務所及び吉田C&M株式会社と当社との間には取引関係はありません。
9 ひかり製菓株式会社は、当社の連結子会社であります。
10 取締役のうち西村一之氏は、平成29年1月1日付けで、専務執行役員研究・開発・営業担当の任を解いております。
11 取締役のうち黒田幸徳氏は、平成29年1月1日付けで、専務執行役員生産担当の任を解いております。
12 取締役のうち森本憲治氏は、平成29年1月1日付けで、専務執行役員管理本部長に昇任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役共に同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
	人	千円
取　締　役	8	114,400
（うち社外取締役）	(3)	(6,100)
監　査　役	4	24,210
（うち社外監査役）	(4)	(24,210)
計	12	138,610
（うち社外役員）	(7)	(30,310)

（注）1　上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の繰入額15,160千円（取締役12,750千円、監査役2,410千円）及び第67期定時株主総会において付議予定の役員賞与16,650千円（取締役14,050千円、監査役2,600千円）を含んでおります。
2　社外取締役の報酬等の額には、報酬額4,800千円を含んでおり、報酬限度額は第67期定時株主総会において追認いただく予定であります。
3　上記報酬等の額のほか、平成28年３月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対して、役員退職慰労金として次の金額を支給しております。
取締役　１名　11,000千円（うち社外取締役　－名　－千円）
なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額9,630千円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては８頁「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	古本結子	当事業年度開催の取締役会９回の全てに出席し、豊富なビジネス経験を通じた幅広い見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	光田博充	就任後開催の取締役会７回のうち６回に出席し、研究・製造分野の豊富な経験を通じた専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	吉田孝信	就任後開催の取締役会７回の全てに出席し、営業・マーケティング分野の豊富な経験を通じた専門的な見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	菱田州男	当事業年度開催の取締役会９回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。
社外監査役	西村光治	当事業年度開催の取締役会９回の全てに、また、監査役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	熊野　滋	就任後開催の取締役会７回の全てに、また、監査役会７回の全てに出席し、幅広い見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	35,650千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,650千円

(注) 1 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・全役職員の行動規範として「企業行動憲章」及び「企業行動基準」を定め、その周知徹底を図り、遵法の精神に則り業務運営に当たる。

・反社会的勢力及び団体に対しては一切関係を持たず、不当要求や妨害については警察等の外部機関とも適切に連携しつつ毅然とした態度で組織的に対応する。

・コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス組織・運営規程」に則り、「内部通報基準」の制定、社内外の通報窓口設置、コンプライアンス委員会の設置等により法令遵守活動を遂行する。

・取締役会は、法令及び定款で定められた事項及び経営に関する重要事項につき、十分に審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。

・取締役の日常の職務執行に関しては、常勤取締役を中心に構成される常勤役員会を定期的に開催して意思疎通を図りながら、規程に定められた審議事項や業務報告に対して慎重かつ迅速な意思決定を行い、経営の進捗及び業務執行の適正性を管理監督する。

・監査役は、取締役会及び常勤役員会のほか、重要な意思決定の過程及び職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。

・監査役会は、会計監査人より取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為又は法令及び定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合、監査役が協議して必要な調査を行い、助言又は勧告等の必要な処置を講ずる。

・内部監査部門として監査室を社長直轄組織として設置し、定期監査と共に必要に応じて臨時監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行状況に関わる記録は、法令及び社内規程に定められたところにより文書を作成し、保存管理する。

・監査役及び取締役より当該事項に関わる文書閲覧の請求があれば、担当部門を通じてこれに応ずる。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては、経営企画室を主管部として要因別に「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施する。
各部門では部門の業務に関わる重要なリスクについては、「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施して経営企画室に報告する。
経営企画室は全社及び各部門に関わる重要なリスクと対策を取り纏めて常勤役員会に報告する。常勤役員会は当該報告内容を審議し、必要に応じて新たな是正処置を取る。

・新たにリスク管理面で問題が発生若しくは発生が予想される場合は、その都度経営企画室より常勤役員会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。ただし、緊急を要する場合は、担当役員より社長に報告し、対策を協議して是正処置を取り、速やかに常勤役員会に報告する。

④　取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営に関わる意思決定については、法令等に定められた事項や重要事項等は取締役会、日常の職務執行に関しては定期的に開催される常勤役員会で行い、慎重かつ迅速に対応する。

・取締役会は中期経営計画及び各年度の事業計画を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案し、実行する。

・取締役会は、取締役の委嘱事項を決定し、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を常勤役員会及び取締役会で報告する。

⑤　当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社グループは金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するために内部統制の整備、運用を行う。監査室は当該内部統制の有効性を評価するため、内部統制監査を定期的に実施し、その結果を常勤役員会に報告する。

・前記①～④に関わる事項は、子会社であるひかり製菓㈱にも原則として適用する。

・ひかり製菓㈱は当社が全額出資する子会社であり、その経営に関わる重要事項は当社への報告及び承認事項とする。

・監査役は、当社グループの監査の一環として子会社監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。職務の執行状況及び適正性に関して、必要があれば助言、勧告し、場合によっては必要な処置を取る。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役は内部監査部門である監査室に対して必要事項を指示する。また、取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（監査役補助者）として適切な人材を配置する。
・監査役補助者を配置した場合、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱いは監査役と事前に協議する。
・監査役の指示に基づく監査役補助者の調査や情報収集に対して、会社各部門は協力する。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役は、職務の執行状況を監査役が出席する取締役会及び常勤役員会に報告する。
・取締役は、競業取引・利益相反取引について遅滞なく監査役が出席する取締役会に報告する。
・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び取締役の職務執行に関して不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は監査役に報告する。
・法令違反等の内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は「コンプライアンス・組織運営規程」に則り、通報の状況と処置結果を監査役が出席する常勤役員会に報告する。
・子会社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者は、監査役に対して、随時その職務の執行状況その他に関する報告をする。
・内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該通報者または報告者に対して不利な取扱いを行わない。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。
・監査役会は定期的に会計監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、緊密な連携と情報の交換を行う。
・監査役は監査室と連携を保ち、内部監査結果の報告を求め、必要に応じてこれを活用する。
・監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、監査役は、費用の前払い及び償還を受けることができ、また、予算措置を講ずる等必要な措置を講ずることを要請することができる。

(2) 内部統制システム基本方針の運用状況の概要について

以上の方針に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する基本方針の周知

当社は、取締役会の決議により、平成28年１月１日より「内部統制システムに関する基本方針」の一部を改定、さらに、平成28年２月18日に一部改定をいたしております。当該改定後にその内容を社内電子掲示板に掲示すると共に、当社ホームページでも掲示し、社内外に広く告知しております。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関する事項を検討、審議するために、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。当該委員会は、原則として年２回定期的に委員会を開催し、規程の策定、変更に関する事項、及び教育に関する事項を審議しています。また、コンプライアンスに関する各種社内研修を継続的に実施しており、平成28年１月から２月にかけて、全事業所の従業員に対して、労働時間管理に関する研修を実施、全支店従業員に対してコンプライアンスケーススタディを実施しました。また、同年８月から９月にかけて全工場の主任以上に対して、アンガーマネジメントセミナーを実施しております。

③ リスク管理体制

当社は、全社的に影響を及ぼす重要なリスクについては「既に認識しているリスク」の見直しと「新たに発生することが見込まれるリスク」の洗出しを定期的に実施しており、平成28年２月にこの見直しと洗出しを行い、改めてリスクを特定しその対策を講じております。また、本年度（平成29年）においても既に２月に実施しております。なお、ＢＣＰ（事業継続計画）についても整備しており、マニュアルの見直し、及び追加を行っております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は３ケ月に１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、常勤役員会、コンプライアンス委員会、人事委員会等重要な会議に出席し、また代表取締役との定期的会合、各部署での業務監査、社外役員との意見交換を行うなどし、監査の実効性の向上を図っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な政策と認識しており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。
上記方針に基づき当期の期末配当金につきましては、１株当たり６円としております。既に第２四半期末において６円の中間配当を実施していることから、年間配当は１株当たり12円となります。

② 内部留保につきましては、企業価値の向上に向けた投資等に活用し、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために活用してまいります。

③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

（注） 本事業報告中の記載金額の数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**8,417,834**	**流動負債**	**4,951,559**
現金及び預金	2,375,943	支払手形及び買掛金	1,454,317
受取手形及び売掛金	4,829,981	短期借入金	490,000
商品及び製品	559,463	リース債務	25,322
仕掛品	3,998	未払金	478,853
原材料及び貯蔵品	218,565	未払費用	1,507,601
繰延税金資産	342,881	未払法人税等	348,642
その他	87,000	未払消費税等	199,067
固定資産	**9,529,577**	賞与引当金	325,128
有形固定資産	**8,409,799**	役員賞与引当金	31,200
建物及び構築物	3,459,687	その他	91,425
機械装置及び運搬具	2,808,609	**固定負債**	**3,259,239**
土地	1,909,312	長期借入金	1,247,500
リース資産	48,832	リース債務	27,357
建設仮勘定	15,547	退職給付に係る負債	1,884,252
その他	167,809	役員退職慰労引当金	90,050
無形固定資産	**148,149**	その他	10,080
ソフトウェア	136,083	**負債合計**	**8,210,798**
その他	12,066	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**971,628**	**株主資本**	**9,626,679**
投資有価証券	443,052	資本金	2,864,249
繰延税金資産	447,612	資本剰余金	2,532,550
その他	80,964	利益剰余金	4,565,929
		自己株式	△336,050
		その他の包括利益累計額	**109,933**
		その他有価証券評価差額金	125,798
		退職給付に係る調整累計額	△15,864
		純資産合計	**9,736,613**
資産合計	**17,947,411**	**負債純資産合計**	**17,947,411**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,716,781**
売上原価		**10,966,289**
売上総利益		**8,750,491**
販売費及び一般管理費		**8,158,989**
営業利益		**591,502**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,996	
売電収入	12,583	
その他	19,282	40,862
営業外費用		
支払利息	9,683	
売電費用	6,533	
その他	4,038	20,255
経常利益		**612,109**
特別利益		
固定資産受贈益	3,037	
受取保険金	100,000	103,037
特別損失		
固定資産除却損	6,916	
減損損失	217,616	224,533
税金等調整前当期純利益		**490,613**
法人税、住民税及び事業税	350,794	
法人税等調整額	△360,772	△9,977
当期純利益		**500,590**
親会社株主に帰属する当期純利益		**500,590**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

(平成28年１月１日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,864,249	2,532,550	4,282,815	△333,719	9,345,896
当期変動額					
剰余金の配当			△217,476		△217,476
親会社株主に帰属する当期純利益			500,590		500,590
自己株式の取得				△2,330	△2,330
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	283,114	△2,330	280,783
当期末残高	2,864,249	2,532,550	4,565,929	△336,050	9,626,679

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	123,236	△52,330	70,905	9,416,802
当期変動額				
剰余金の配当				△217,476
親会社株主に帰属する当期純利益				500,590
自己株式の取得				△2,330
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,561	36,466	39,027	39,027
当期変動額合計	2,561	36,466	39,027	319,810
当期末残高	125,798	△15,864	109,933	9,736,613

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**8,350,915**	**流動負債**	**4,929,670**
現金及び預金	2,279,109	買掛金	1,479,249
売掛金	4,829,636	一年以内返済予定長期借入金	490,000
商品及び製品	560,845	リース債務	25,322
仕掛品	3,932	未払金	467,402
原材料及び貯蔵品	201,378	未払費用	1,490,749
前払費用	69,169	未払法人税等	348,434
短期貸付金	2,807	未払消費税等	199,067
関係会社短期貸付金	70,000	預り金	80,464
未収入金	1,515	賞与引当金	317,528
繰延税金資産	330,221	役員賞与引当金	30,000
その他	2,300	その他	1,450
固定資産	**9,300,778**	**固定負債**	**3,188,314**
有形固定資産	**8,150,076**	長期借入金	1,247,500
建物	3,145,551	リース債務	27,357
構築物	259,346	退職給付引当金	1,815,527
機械及び装置	2,598,655	役員退職慰労引当金	87,850
車両運搬具	8,183	その他	10,080
工具、器具及び備品	164,646	**負債合計**	**8,117,984**
土地	1,909,312	**（純資産の部）**	
リース資産	48,832	**株主資本**	**9,407,911**
建設仮勘定	15,547	**資本金**	**2,864,249**
無形固定資産	**147,153**	**資本剰余金**	**2,532,550**
ソフトウェア	135,259	資本準備金	2,141,805
電話加入権	10,411	その他資本剰余金	390,745
施設利用権	1,482	**利益剰余金**	**4,347,161**
投資その他の資産	**1,003,549**	利益準備金	298,600
投資有価証券	443,052	その他利益剰余金	4,048,561
関係会社株式	60,000	固定資産圧縮積立金	218,472
出資金	610	特別償却準備金	70,731
長期貸付金	2,735	別途積立金	3,120,000
長期前払費用	3,636	繰越利益剰余金	639,357
差入保証金	56,992	**自己株式**	**△336,050**
入会保証金	16,900	**評価・換算差額等**	**125,798**
繰延税金資産	419,622	**その他有価証券評価差額金**	**125,798**
		純資産合計	**9,533,709**
資産合計	**17,651,694**	**負債純資産合計**	**17,651,694**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,714,402**
売上原価		**11,016,846**
売上総利益		**8,697,555**
販売費及び一般管理費		**8,081,765**
営業利益		**615,789**
営業外収益		
受取利息及び配当金	36,625	
売電収入	10,536	
その他	49,200	96,362
営業外費用		
支払利息	9,686	
売電費用	5,662	
その他	28,517	43,865
経常利益		**668,286**
特別利益		
固定資産受贈益	3,037	
受取保険金	100,000	103,037
特別損失		
固定資産除却損	6,214	
減損損失	217,595	223,809
税引前当期純利益		**547,514**
法人税、住民税及び事業税	350,592	
法人税等調整額	△352,409	△1,817
当期純利益		**549,331**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	2,864,249	2,141,805	390,745	2,532,550

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	298,600	224,447	82,778	3,120,000	289,480	4,015,306
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		△5,975			5,975	－
特別償却準備金の取崩			△12,047		12,047	－
剰余金の配当					△217,476	△217,476
当期純利益					549,331	549,331
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	△5,975	△12,047	－	349,877	331,854
当期末残高	298,600	218,472	70,731	3,120,000	639,357	4,347,161

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△333,719	9,078,388	123,236	9,201,624
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
特別償却準備金の取崩		－		－
剰余金の配当		△217,476		△217,476
当期純利益		549,331		549,331
自己株式の取得	△2,330	△2,330		△2,330
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,561	2,561
当期変動額合計	△2,330	329,523	2,561	332,085
当期末残高	△336,050	9,407,911	125,798	9,533,709

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月15日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 峯 敬 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、カンロ株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カンロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月15日

カンロ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 峯 敬 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大枝和之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カンロ株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月23日

カ ン ロ 株 式 会 社　監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役)　菱 田 州 男 ㊞

社外監査役　西 村 光 治 ㊞

社外監査役　熊 野 　滋 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的として、平成30年10月１日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、会社法第195条第1項の定めに従い、平成29年２月９日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株へ変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式につき株式併合を実施するものであります。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案のとおり承認可決されることを条件に、平成29年７月１日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社の普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年７月１日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

10,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めにより、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案のとおり承認可決された場合には、平成29年７月１日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　　株　　式	第２章　　株　　式
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。
	附　則
	（定款一部変更の効力発生日） 第６条および第７条の変更は、平成29年３月29日開催の第67期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年７月１日をもって効力が発生するものとする。 なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の改選と新たに２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	三須和泰（みすかずやす） (昭和32年２月28日生)	昭和54年４月　三菱商事株式会社入社 平成４年２月　英国三菱商事会社出向 平成９年８月　三菱商事株式会社食品原料部 平成16年４月　同社食品本部加工食品第三ユニットマネージャー 平成18年４月　同社生活産業グループCEOオフィス室長代行 平成20年４月　同社生活産業グループCEOオフィス室長 平成21年４月　同社食品本部長兼酪農食品ユニットマネージャー 平成23年４月　同社執行役員中国生活産業グループ統括 平成26年４月　同社執行役員海外市場本部長 平成28年３月　同社退任 平成28年３月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 三須和泰氏は、三菱商事株式会社において要職を歴任され、平成28年３月からは当社代表取締役社長を務めており、企業経営全般に関する豊富な知見を有しております。平成29年を初年度とする中期経営計画「NewKANRO 2021」を実行し、当社の更なる成長を牽引するために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	森本憲治（もりもとけんじ） (昭和31年11月27日生)	昭和55年４月　三菱商事株式会社入社 平成15年７月　株式会社ローソン執行役員財務経理ステーションディレクター 平成19年11月　カナダ三菱商事会社副社長 平成21年４月　三菱商事株式会社中部支社業務経理部長 平成24年６月　株式会社ティーガイア常務執行役員 平成26年５月　当社常務執行役員管理本部長 平成27年３月　当社取締役常務執行役員管理担当兼管理本部長 平成28年２月　ひかり製菓株式会社取締役 （現在に至る） 平成29年１月　当社取締役専務執行役員管理本部長 （現在に至る） 〔重要な兼職の状況〕 ひかり製菓株式会社取締役	2,000株
	【取締役候補者とした理由】 森本憲治氏は、三菱商事株式会社、株式会社ローソン、株式会社ティーガイア、当社管理本部長等を経て、現在は取締役専務執行役員管理本部長を務めており、経営全般及び管理・運営業務に関する深い知見を有していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	羽田 英之 (昭和34年1月1日生)	昭和60年2月　当社入社 平成15年1月　当社管理本部情報システム部長 平成23年4月　当社管理本部副本部長兼経営企画室長 平成24年3月　当社取締役管理本部副本部長兼経営企画室長 平成25年4月　当社取締役開発本部長 平成26年3月　当社常務執行役員開発本部長 （取締役を退任） 平成26年9月　当社常務執行役員生産本部長 平成28年1月　当社常務執行役員経営企画室・品質保証部担当 平成29年1月　当社専務執行役員経営企画本部長 （現在に至る）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 羽田英之氏は、管理本部副本部長、開発本部長、生産本部長等を経て、現在は専務執行役員経営企画本部長を務めており、経営全般及び管理・運営業務に関する幅広い知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	水田 豊重 (昭和34年5月29日生)	昭和58年4月　当社入社 平成17年4月　当社広島支店長 平成21年10月　当社大阪支店長 平成25年4月　当社営業本部営業部長 平成26年3月　当社執行役員営業本部長兼営業部長 平成28年1月　当社常務執行役員営業本部長 （現在に至る）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 水田豊重氏は、広島支店長、大阪支店長、営業部長を経て、現在は常務執行役員営業本部長を務めており、経営全般及び販売・マーケティング業務に関する深い知見を有していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当
社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>古本結子
(昭和38年10月４日生)</td><td>昭和61年４月　新日本製鐵株式会社入社
平成６年９月　米国Steptoe＆Johnson法律事務所入所
平成７年９月　三菱商事株式会社入社
平成17年４月　同社退社
平成20年７月　同社入社
平成23年８月　同社コンプライアンス総括部部長代行
平成24年４月　同社法務部コンプライアンス総括室長
平成27年３月　当社取締役
（現在に至る）
平成27年４月　三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー兼生活産業グループCEOオフィスコンプライアンスユニットマネージャー
（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
三菱商事株式会社生活産業グループ・コンプライアンス・オフィサー兼生活産業グループCEOオフィスコンプライアンスユニットマネージャー</td><td>０株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
古本結子氏は、三菱商事株式会社における豊富なビジネス経験を通じた幅広い見識をもとに、客観的な見地から、当社の経営への有益な助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>光田博充
(昭和26年３月31日生)</td><td>昭和49年４月　朝日麦酒株式会社入社
平成元年４月　同社食料食品研究所飲料開発部長
平成８年７月　アサヒ飲料株式会社飲料研究所所長
平成12年４月　同社明石工場工場長
平成13年９月　同社執行役員研究所長
平成18年３月　同社取締役研究開発本部長
平成21年３月　同社専務取締役研究開発本部長
平成24年３月　同社顧問
平成25年３月　同社退任
平成25年４月　光田技術士事務所開設
（現在に至る）
平成28年３月　当社取締役
（現在に至る）
〔重要な兼職の状況〕
光田技術士事務所</td><td>０株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
光田博充氏は、食品業界における研究・製造分野の豊富な経験を通じた幅広い見識をもとに、客観的・専門的な見地から、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	吉田孝信 (昭和32年2月18日生)	昭和54年4月　プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社入社 東京支店長、販売部長等を歴任 平成10年7月　ルイヴィトン＆モエヘネシーグループタグ・ホイヤー・ジャパン株式会社営業本部長 平成13年1月　ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社営業担当副社長 平成19年1月　日本ヒルズ・コルゲート株式会社営業担当副社長 平成24年10月　ダノンジャパン株式会社営業担当副社長 平成27年6月　吉田C＆M株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成28年3月　当社取締役 (現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 吉田C＆M株式会社代表取締役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 吉田孝信氏は、ダノンジャパン株式会社等の営業担当副社長を歴任されており、営業及びマーケティング分野における豊富なビジネス経験をもとに、客観的・実践的な見地から、取締役会での有益な提言や業務執行に対する適切な監督を行っており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 1　各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2　古本結子、光田博充、吉田孝信の3氏は社外取締役候補者であります。
3　光田博充、吉田孝信の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4　古本結子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、光田博充、吉田孝信の両氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5　古本結子氏は、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者であります。
6　当社は社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。古本結子氏、光田博充氏、吉田孝信氏の選任が承認された場合には、当社は、3氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

現在３名の監査役が就任しておりますが、監査機能を強化し、経営の透明性をより一層確保するため、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
西村一之（にしむらかずゆき） (昭和30年９月５日生)	昭和53年４月　当社入社 平成11年１月　当社管理グループ総務部長 平成20年３月　当社取締役ひかり工場長 平成22年７月　当社取締役営業本部副本部長 平成23年１月　当社取締役マーケティング統括本部長 平成23年３月　当社常務取締役マーケティング統括本部長 平成25年４月　当社常務取締役営業本部長 平成26年３月　当社取締役専務執行役員開発・営業・新規事業担当 平成28年１月　当社取締役専務執行役員研究・開発・営業担当 平成29年１月　当社取締役 （現在に至る）	12,000株
【監査役候補者とした理由】 西村一之氏は、総務部長、ひかり工場長、研究・開発・営業担当取締役等の経験を通じて、経営全般及び会社業務に関する豊富な知見を有しており、当社の監査を行ううえで、同氏の知見が有益であると判断したため、監査役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１　監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２　当社は監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。西村一之氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます黒田幸徳氏に対し、その任期中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準により、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期及び方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、平成29年２月９日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第２号議案「取締役７名選任の件」をご承認いただいた場合に取締役に再任される三須和泰氏、森本憲治氏、光田博充氏、吉田孝信氏、及び第３号議案「監査役１名選任の件」をご承認いただいた場合に取締役を退任して新たに監査役に選任される西村一之氏並びに現任の監査役菱田州男氏、西村光治氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で本総会終結の時までの各在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、支給の時期は取締役及び監査役のいずれをも退任した時とし、その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
黒田（くろだ）　幸徳（ゆきのり）	平成20年３月　当社取締役 平成25年３月　当社常務取締役 平成26年３月　当社取締役専務執行役員 平成29年１月　当社取締役 (現在に至る)

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
三須（みす）　和泰（かずやす）	平成28年３月　当社代表取締役社長 (現在に至る)
西村（にしむら）　一之（かずゆき）	平成20年３月　当社取締役 平成23年３月　当社常務取締役 平成26年３月　当社取締役専務執行役員 平成29年１月　当社取締役 (現在に至る)

氏　名	略　　歴
森本（もりもと）　憲治（けんじ）	平成27年３月　当社取締役常務執行役員 平成29年１月　当社取締役専務執行役員 (現在に至る)
光田（みつだ）　博充（ひろみち）	平成28年３月　当社取締役（社外） (現在に至る)
吉田（よしだ）　孝信（たかのぶ）	平成28年３月　当社取締役（社外） (現在に至る)
菱田（ひしだ）　州男（くにお）	平成27年３月　当社監査役 (現在に至る)
西村（にしむら）　光治（こうじ）	平成27年３月　当社監査役 (現在に至る)

第５号議案　役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役７名のうち社外取締役１名を除く取締役６名（うち社外取締役２名）及び監査役３名のうち１名を除く監査役２名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額16,650,000円（うち社外取締役を除く取締役分13,050,000円、社外取締役分1,000,000円、監査役分2,600,000円）を支給することといたしたいと存じます。

第６号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成26年３月27日開催の第64期定時株主総会において月額12百万円以内（うち社外取締役30万円）、監査役の報酬額は平成８年３月28日開催の第46期定時株主総会において月額230万円以内とご承認いただき今日に至っております。その後、平成28年３月29日開催の第66期定時株主総会において社外取締役を２名増員していることから、その就任日に遡って取締役の報酬総額を月額12百万円以内（うち社外取締役の報酬総額を月額50万円以内）とすることを追認いただきたいと存じます。

また併せて、経済情勢の変化、今後の経営体制の強化及び役員報酬制度の見直しに伴う役員退職慰労金制度の廃止等諸般の事情を勘案し、取締役の報酬総額を年額200百万円以内（うち社外取締役の報酬総額を年額18百万円以内）、監査役の報酬総額を年額65百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役は７名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、取締役は７名（うち社外取締役３名）となります。

また、現在の監査役は３名でありますが、第３号議案「監査役１名選任の件」が原案のとおり承認可決されますと、監査役は４名となります。

第７号議案　取締役及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役及び執行役員の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」により構成されていましたが、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止することとしました。本議案は、役員退職慰労金制度に替わるものとして、取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その具体的な内容につきましては、後記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、第６号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額（年額200百万円以内（うち社外取締役分は18百万円以内））とは別枠で、新たな株式報酬を、平成29年12月末で終了する事業年度から平成33年12月末で終了する事業年度までの５年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

なお、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案のとおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は４名（執行役員は４名。取締役を兼務する執行役員を除く。）となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役位等一定の基準に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付する制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時（取締役と執行役員の兼務者については、その両方の地位を退いた時）です。その他、本制度の骨子につきましては、後記【ご参考】をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は約５年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金320百万円（うち、取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金は、金160百万円を上限とします。）を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（ToSTNeT取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を５年毎に延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金320百万円（うち、取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金は、金160百万円を上限とします。）を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等に交付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役等に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、役位に応じて算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役等に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり21,000ポイント（うち、取締役に付与するポイントの総数は1事業年度当たり11,000ポイントを上限とします。）を上限とします。

② 付与されたポイント数に応じた当社株式の交付

取締役等は、前記①で付与を受けたポイント数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に５（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、第１号議案「株式併合の件」が原案のとおり承認可決されますと、平成29年７月１日を効力発生日として行う株式併合により、１ポイントは当社株式１株となる予定です。

(4) 取締役等に対する当社株式の交付

取締役等に対する前記(3)の当社株式の交付は、取締役等がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】平成29年２月９日付適時開示（抜粋）
「役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

1. 本制度導入の目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することといたします。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役等の報酬との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、役位等一定の基準に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて取締役等に対して交付する制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時（取締役と執行役員の兼務者については、その両方の地位を退いた時）です。本制度の仕組みの概要は以下の通りです。

＜本制度の仕組みの概要＞

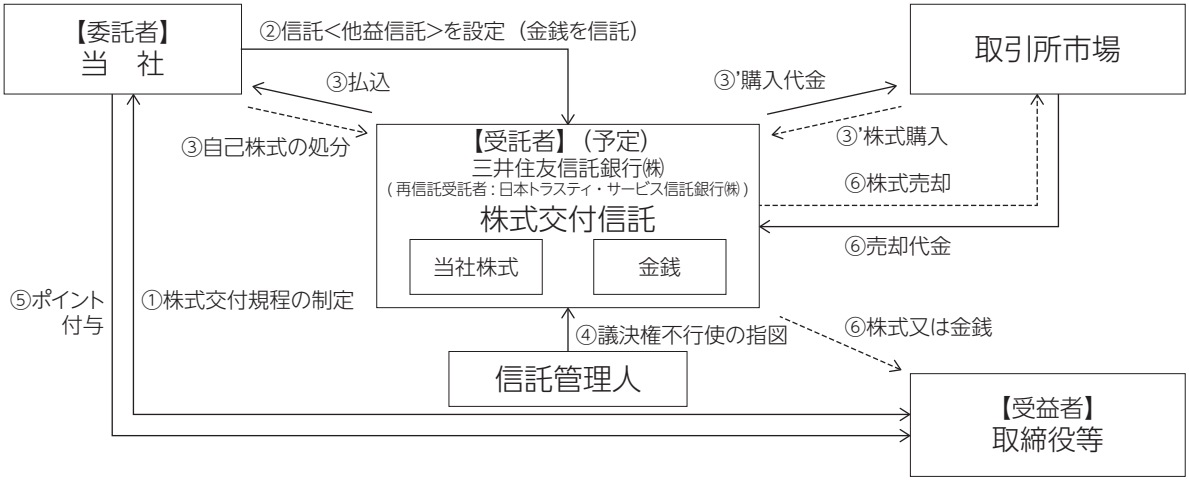

① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（ToSTNeT 取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。
⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記(7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(3) 信託期間

信託期間は、平成29年５月（予定）から平成34年６月（予定）までの約５年間とします。但し、後記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金320百万円（うち、取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金は、金160百万円を上限とします。）を上限とする金員を、平成29年12月末で終了する事業年度から平成33年12月末で終了する事業年度までの５事業年度（以下、「対象期間」といいます。）中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（ToSTNeT取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を５年毎に延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金320百万円（うち、取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金は、金160百万円を上限とします。）を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与及び後記(7)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役等に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の当社が定める所定の日に、直前に終了する事業年度における役位に応じて算定される数のポイントを付与します。

但し、当社が取締役等に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり21,000ポイント（うち、取締役に付与するポイントの総数は1事業年度当たり11,000ポイントを上限とします。）を上限とします。

(7) 取締役等に対する当社株式の交付

取締役等に交付すべき当社株式の数は、当該取締役等に付与されたポイント数に５（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。なお、別に本株主総会の第１号議案として上程いたします「株式併合の件」が原案のとおり承認可決されますと、平成29年７月１日を効力発生日として行う株式併合により、１ポイントは当社株式１株となる予定です。

取締役等に対する当社株式の交付は、取締役等がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

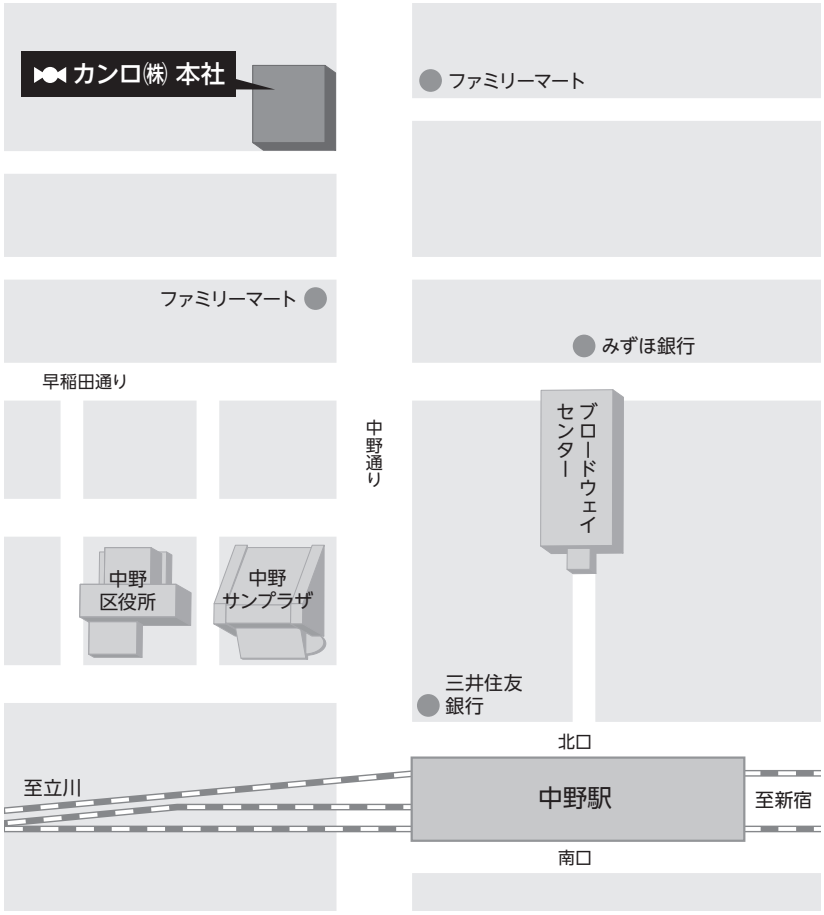

日時

平成29年3月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中野区新井二丁目
10番11号
カンロ株式会社 本社 2階会議室
TEL 03-3385-8811（代表）

交通

JR 中央線・総武線
東京メトロ 東西線
中野駅北口　徒歩 約10分

カンロ株式会社

UD FONT

VEGETABLE OIL INK